

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、創業以来、「努力創造」を社是として邁進してまいりました。この社是のもと、当然のことではありますが、(i)ステークホルダーから信頼される経営を維持すること、(ii)企業価値の健全な向上を図ること、そして(iii)事業を通じて社会に貢献できることが使命と考え、コーポレート・ガバナンスの強化充実に取り組んでおります。

特に、近時の社会的要請であるESG、SDGs、健康経営などを踏まえ、法令、社会規範、地域社会貢献、企業倫理などに高い意識を持った品格ある企業・企業人を目指しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称                              | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|-------------------------------------|-----------|-------|
| 丸山 永樹                               | 1,312,100 | 9.04  |
| 東京中小企業投資育成株式会社                      | 1,170,000 | 8.06  |
| 株式会社八十二銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) | 721,000   | 4.97  |
| 株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)   | 721,000   | 4.97  |
| 大久保 文夫                              | 707,948   | 4.88  |
| エムケー精工従業員持株会                        | 590,332   | 4.07  |
| 三井住友海上火災保険株式会社                      | 580,660   | 4.00  |
| 丸山 繁夫                               | 504,400   | 3.47  |
| 早川 弘之助                              | 454,800   | 3.13  |
| 近藤 美知子                              | 260,400   | 1.79  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ―― |
|-----------------|----|

|        |    |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明 更新

大株主の状況は、2019年3月20日現在の状況です。なお、同日現在、自己株式1,093,905株保有しております。

### 3. 企業属性

|             |           |
|-------------|-----------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
|-------------|-----------|

|     |    |
|-----|----|
| 決算期 | 3月 |
|-----|----|

|    |      |
|----|------|
| 業種 | 金属製品 |
|----|------|

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
|---------------------|---------|

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満           |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

# // 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

### [取締役関係]

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 20 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 2 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 9 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名    |

### 会社との関係(1) 更新

| 氏名     | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 上條 由紀子 | その他      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 津秋 玲奈  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

### 会社との関係(2) 更新

| 氏名     | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明         | 選任の理由                                                                                                                                                                                                                |
|--------|------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上條 由紀子 | ○    | 特許業務法人 太陽国際特許事務所 弁理士 | これまで直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁理士として豊富な経験と専門知識を有し、また数々の教育研究を通じて人材育成や経営戦略に精通しており、主にコンプライアンス、人事戦略の観点からの助言を得られるため、選任しております。<br>また、会社法における社外取締役の要件、東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する基準」をいずれも満たしており、当該社外取締役を独立役員に指定しております。 |

|       |   |     |                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|---|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 津秋 玲奈 | ○ | --- | メディア報道の第一線で活躍された経験から、当社の新規事業等に有益な提言をいただいております。今後は、これまで培ってこられた経験と、食品工場の管理業務全般や経営に関する幅広い見識を活かし、当社グループの食品加工機械の事業領域拡大に向けて適切な助言をいただけるものと期待し、選任しております。また、会社法における社外取締役の要件、東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する基準」をいずれも満たしており、当該社外取締役を独立役員に指定しております。 |
|-------|---|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし |
|--------------------------------|----|

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 5名     |
| 監査役の数      | 4名     |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役3名で構成されます。社外監査役は、1名が公認会計士、他2名は会社経営にそれぞれ精通されております。常勤監査役がすべての取締役会に出席するほか、重要な会議には社外監査役も同席して、取締役の職務執行を監査しております。内部監査は、代表取締役の直轄組織である内部監査室(2名専従)が担当しております。内部監査室では、子会社を含む業務執行部署の内部統制の整備・運用の状況及び業務執行の有効性、効率性を監査し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告しております。監査役会と内部監査室とは、内部監査の報告に対し監査役が説明を求め、また監査役から内部監査について助言することで連携を図っております。また、監査役は、四半期・期末決算に際しては四半期レビュー・会計監査に立会い、会計監査人から報告や説明を受けることにより連携を保っております。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況            | 選任している |
| 社外監査役の数               | 3名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 2名     |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 三浦 伸昭 | 公認会計士    |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 倉田 浩  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |
| 廣中 龍蔵 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目  
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d 上場会社の親会社の監査役
  - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  - m その他

## 会社との関係(2)

| 氏名    | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明                                                  | 選任の理由                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|----------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三浦 伸昭 | ○        | 三浦公認会計士事務所 所長                                                 | これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての高度な専門知識と豊富な経験を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性及び当社経理システム並びに内部統制について助言・提言を得られるため、選任しております。<br>また、会社法における社外監査役の要件、東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する基準」をいずれも満たしており、当該社外監査役を独立役員に指定しております。 |
| 倉田 浩  |          | 富士印刷株式会社 代表取締役<br>なお、当社と富士印刷株式会社との間には、当社印刷物の一部を委託する取引関係があります。 | 会社経営者としての経験と高い見識を有し、経営に関する適切な監視や助言を得られるため、選任しております。                                                                                                                                                                                         |
| 廣中 龍蔵 | ○        | 株式会社ドッツ 代表取締役                                                 | 経営者やビジネスコンサルタントとしての経験及び幅広い業務や経営の知識を監査に反映していただくことを期待して選任しております。<br>また、会社法における社外監査役の要件、東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する基準」をいずれも満たしており、当該社外監査役を独立役員に指定しております。                                                                              |

### [独立役員関係]

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 独立役員の人数 <small>更新</small> | 4 名 |
|---------------------------|-----|

## その他独立役員に関する事項

### <社外役員の独立性に関する基準>

当社は、社外取締役または社外監査役（以下、併せて社外役員）の選任にあたっては、以下の基準に従って判断することとしております。

独立役員は、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営から独立した中立の存在でなければならない。

- イ. 当社及び当社の関係会社（以下、併せて当社グループという）の業務執行者
- ロ. 当社グループの主要な取引先の業務執行者
- ハ. 当社の大株主（総議決権の10%以上を直接または間接的に保有する者）またはその業務執行者
- ニ. 当社グループが大口出資者となっている者（当社グループが総議決権の10%以上を直接または間接的に保有）またはその業務執行者
- ホ. 当社グループから寄付を受けている者またはその業務執行者
- ヘ. 当社グループの業務執行者が社外役員に就いている会社の業務執行者
- ト. 当社グループから役員報酬以外に報酬を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等（報酬を得るのが法人、組合等の団体である場合は、そこに所属する者）
- チ. 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- リ. 過去3年以内に、上記イからチのいずれかに該当していた者
- ヌ. 下記いずれかに該当する者の近親者等
  - a 当社グループの重要な業務執行者
  - b 上記ロからヘのいずれかに該当する者のうち重要な業務執行者
  - c 上記ト・チのいずれかに該当する重要な業務執行者、会計士及び弁護士

### [インセンティブ関係]

|                                                 |     |
|-------------------------------------------------|-----|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する<br>施策の実施状況 <small>更新</small> | その他 |
|-------------------------------------------------|-----|

## 該当項目に関する補足説明 更新

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入

取締役（社外取締役を除く）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することを2019年6月12日開催の第63回定時株主総会において決議いただいております。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

――

## [取締役報酬関係]

### (個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

更新

有価証券報告書及び事業報告において、役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

2019年3月期における取締役に対する報酬等の総額は、支給人数9名に対し、163,340千円(うち社外取締役1名 3,000千円)であります。  
なお、使用人兼務取締役はおりません。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で、役位、職責、業績等を勘案して決定いたしております。

## [社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役につきましては、専従スタッフを置いておりませんが、状況に応じて管理本部、経理本部及び内部監査室と連携し、それぞれの職務をより円滑に遂行できるよう情報伝達や資料提供を行うなど、適時サポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

### 1. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、また執行役員制度を導入しております。

取締役会は、社外取締役2名を含む計9名(男性7名・女性2名)で構成され、執行役員は16名で、うち6名は取締役が兼任しております。取締役会は、毎月開催する定例会議と必要に応じ開催される臨時会議とで、重要事項の審議や意思決定を行い、その決定に基づき、それぞれの執行役員が担当業務において機動的な業務執行を推進しております。

監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役3名との計4名(男性4名)で構成されております。

### 2. 会計監査の状況

当社の2019年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は、小宮直樹氏、神戸宏明氏であり、東邦監査法人に所属しております。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他1名であります。

### 3. 監査役機能強化に関する取組状況

監査役機能強化に関する取組状況につきましては、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」及び「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」をご覧ください。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

監査役会において、当社の業務に精通した常勤監査役の他に、社外監査役3名を置いており、社外監査役1名は公認会計士、他の2名は会社経営にそれぞれ精通された経験豊富な方々であり、十分な監査機能を発揮できるものと考えております。

また、取締役会には、社外取締役2名を置いており、知的財産や人材育成に豊富な経験を持つ社外取締役と、食品工場の管理業務全般や経営に関する幅広い見識を有する社外取締役であり、取締役の業務執行の監督や、当社経営計画等の策定へ参画をお願いしております。

以上の監査役会及び取締役会の体制により、コーポレート・ガバナンスの当面の実効性は確保できるものと考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明                                                                                                                                                  |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は決算日が3月20日のため、株主総会の開催日が集中日に当たることはありません。                                                                                                             |
| その他             | 株主総会招集通知を当社ホームページ<br><a href="https://www.mkseiko.co.jp/corporate/ir/index.html">https://www.mkseiko.co.jp/corporate/ir/index.html</a> に<br>掲載しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

|                  | 補足説明                                                                                                                                                                                    | 代表者<br>自身に<br>よる説<br>明の有<br>無 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| IR資料のホームページ掲載    | 投資家向け情報として、決算短信、四半期決算短信、その他適時開示資料、決算説明資料(年2回)等を当社ホームページ<br><a href="https://www.mkseiko.co.jp/corporate/ir/index.html">https://www.mkseiko.co.jp/corporate/ir/index.html</a> に掲載しております。 |                               |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 管理本部が担当しております。                                                                                                                                                                          |                               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| 補足説明 |
|------|
|------|

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | <p>当社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たし企業倫理を守るため、「企業行動規範」を定めて社員に周知徹底を図るとともに、行動指針として「MSK宣言」を定めて当社グループで共有し、すべてのステークホルダーから信頼される経営を目指しております。当宣言の内容は以下のとおりであります。</p> <p>※「MSK宣言」とは、エムケーグループの中心に（MとKの間に）ステークホルダー（S）を置く経営すなわち、ステークホルダーからの信頼を得る経営「MSKの経営」を企業行動指針として定義したものです。</p> <p>1) CSR<br/>利潤追求の企業活動とともに良き企業市民として社会的利益への貢献活動を率先して行う。</p> <p>2) サプライチェーンマネジメント<br/>わが社の行動指針の内容や企業理念を社内の徹底のみならず取引先に至るまで周知と価値観の共有を図る。</p> <p>3) 求・消・営<br/>社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。<br/>また個人情報・顧客情報の保護に十分配慮する。</p> <p>4) コンプライアンス<br/>社会的規範を遵守する。<br/>日頃から耳障りな報告・情報を避けない姿勢を内外に明らかにし、問題が発生したときには迅速な処置と説明責任を果たす。</p> <p>5) セキュリティー<br/>安心・安全で働きやすい職場環境づくりをし、なおかつ地域の安全・安心な社会づくりにも積極的に貢献する。</p> <p>6) ディスクロージャー<br/>ステークホルダー及び広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示する。</p> <p>7) 環境保全<br/>地球環境との調和を図り、人や社会、自然を大切にします。</p> <p>8) 社会正義<br/>反社会的勢力及び団体は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える故にこれとは断固として対決する。</p> <p>9) 国際化<br/>海外事業活動においては、国際ルールや現地の法律の遵守はもとより、現地の文化を尊重する。</p> <p>10) 信頼の経営<br/>以上のまとめとして、すべてのステークホルダーから信頼される経営を目指し、企業の発展とともに持続可能な社会の創造に向かって自主的に行動する。</p> |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | <p>当社は、ISO14001の認証を取得し、環境方針に基づき環境保全活動に取り組んでおります。さらにこれらの活動から、SDGsへの実効的な運用への展開を図っております。また、環境省が推進する健全な水循環や水環境保全に取り組む官民連携啓発プロジェクト「ウォータープロジェクト」に参加しました。門型洗車機など洗浄機器を提供する企業として、環境性能の向上、水を汚さない生産工程、ユーザーに対する啓発活動などを推進し、水資源の大切さを社内外に広く発信することに努めております。</p> <p>社会貢献活動としては、当社グループではベトナム社会主義共和国の学生に対する支援を目的とするMKVN奨学金制度を創設し、毎年奨学金を支給、支援しております。また、当社は地域の青少年の健全育成とスポーツ支援のため、「エムケー杯全国選抜長野県ミニバスケットボール大会」に毎年特別協賛しており、地域社会の成長・発展に貢献できるよう、社会貢献活動に取り組んでおります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| その他                          | <p>・女性の活躍推進に係る取組み<br/>当社は、女性の活躍を推進しており、ライフイベントを迎えた女性社員がキャリアを積みながら働き続けられる環境づくりを進めております。育児や介護のために取得できる独自の休暇制度や短時間勤務制度、在宅勤務制度など、法を上回る水準での職場環境を整え、2015年「プラチナくるみん」、2017年「えるぼし」3段階目を厚生労働大臣より認定されました。<br/>さらに、家族の介護や私傷病の際に使用できる有給休暇積立制度など、仕事と介護を両立できる職場環境の整備を促進し、2017年「トモニ」を厚生労働省から取得しました。<br/>なお、女性役員については、取締役9名のうち2名を選任しております。</p> <p>・健康経営に関する取組み<br/>当社は、社員とその家族の健康は個々人の幸せの礎であり、会社が継続的に成長・計画達成して社会的責務を果たすための源と考えております。健康を保持・増進する健康経営を最重要課題の一つと捉え、安心して生き生きと働くことができる労働環境の整備に取り組んでおります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の有効性及び効率性及び財務報告の信頼性を図り、関連法規の遵守に努めることを基本方針として、内部統制システムを以下のとおり定めております。

#### <内部統制システムの整備の状況>

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・役員及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合しかつ社会的責任を果たし企業倫理を守るため、「企業行動規範」を定め全社員に周知徹底させる。
  - ・内部通報等を適切に処理し企業の自浄機能を維持するため規程を整備し、社内へ周知を図る。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・重要な意思決定及び報告に関しては、文書化し保管するとともに、その文書の作成、保存及び廃棄に関する規程を整備し徹底を図る。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・「リスク管理規程」を制定し、当社におけるリスクを定義した上で、そのリスクに対する責務、対応等を定めて社内への周知を図り、統括的なリスク管理を図る。
  - ・災害等の危機発生の際にも当事業の継続を図るため、「事業継続計画」を策定し、社内へ周知を図る。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。
  - ・意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については関係する取締役の合議により慎重な意思決定を行う。
- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - ・定期的に当社及び子会社（海外子会社を除く）の取締役が参加する連絡会議を設け、子会社における重要な事項について報告するよう義務づける。なお、海外子会社については、当社の取締役に対し定期的な文書による報告を求め、必要に応じて連絡会議を設ける。
  - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ・当社で策定した規程及びその他の施策を子会社へ水平展開することで、子会社のリスク管理を図る。
  - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ・子会社に事業計画の策定と報告を求めるとともに、当社と子会社とで事業計画に一定の統制を求めることで、グループ全体の業績目標を明確化する。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社で策定した「企業行動規範」をグループ全体の行動指針と位置付け、子会社に周知させ浸透させることにより、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・監査役室を設けて監査役を補助すべき従業員を置く。
- 7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
  - ・監査役を補助すべき従業員は、専ら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事異動、人事評価については監査役会の意向に従う。
- 8) 監査役への報告に関する体制
  - イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
    - ・役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす事項が発生した又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
    - ・事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門の業務執行状況について報告する。
    - ・取締役は内部者通報制度の運用状況、通報内容について定期的又は不定期に報告する。
  - ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
    - ・子会社の役職員は、当社の監査役へ業務執行状況について定期的に書面により報告し、また当社の監査役から特に報告を求められたときは随時速やかに報告する。
- 9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・社内規程により、監査役へ報告をした者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、この規程を社内周知徹底する。
- 10) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役がその職務の執行について費用の請求をしたときは、担当部門で審議してその費用が監査役職務執行に不要と認められない限り、速やかにその費用を負担する。
- 11) その他監査役が効率的に執行されることを確保するための体制
  - ・役職員の監査役の監査に対する理解を深め、監査役の監査の環境を整備する。
  - ・監査役の監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携体制の環境を整備する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、「企業行動規範」及び「MSK宣言」において反社会的勢力との隔絶を内外に表明し、反社会的勢力には断固とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。

また、平素より警察、顧問弁護士、その他関連機関との連携を図り、体制強化に努めてまいります。なお、反社会的勢力への対応部署は、当社管理本部内に設置いたしております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

会社情報の適時開示に係る社内体制の概要

当社における適時情報開示に関する業務は、取締役管理本部長が情報開示担当役員として統括しております。  
 なお、東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」の開示基準に該当する情報は、情報開示担当役員の管理下において本社経理本部により迅速かつ適切に開示手続が行われております。  
 適時開示に係る開示手続の概要は、次のとおりです。

### 1. 決定事項に関する情報

取締役会決議等、会社の業務執行を実質的に決定する機関により決議が行われた時点において、速やかに情報開示担当役員及び代表取締役社長の承認を得て開示手続を行っております。

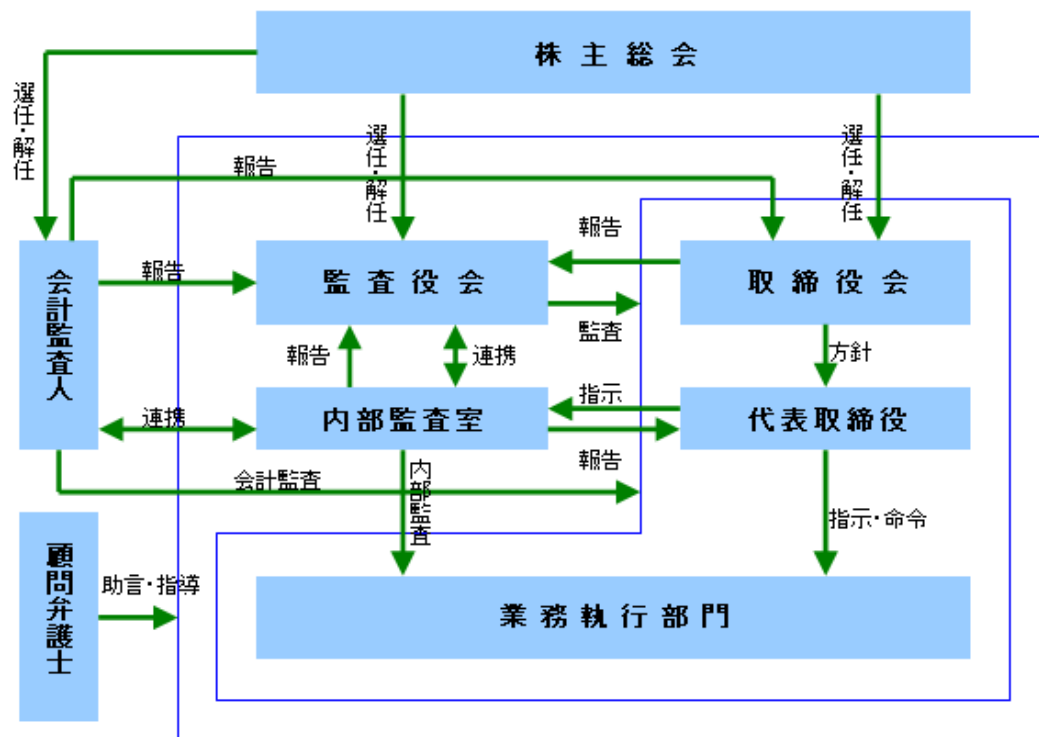
### 2. 発生事実に関する情報

当該発生事実を認識した時点において、速やかに情報開示担当役員及び代表取締役社長の承認を得て開示手続を行っております。

### 3. 決算に関する情報

経理本部にて開示資料を作成の後、速やかに情報開示担当役員及び代表取締役社長の承認を得て開示手続を行っております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【会社情報の適時開示に係る社内体制の概要】

